

第 20 回審議会大野城市空き家等対策審議会 報告書

- 1 日 時：令和 7 年 2 月 19 日（水）14 時 00 分～15 時 30 分
- 2 場 所：大野城市役所本館 4 階委員会室 2
- 3 出席者：志賀委員（会長）、洋見委員（副会長）、吉良委員、佐々木委員、
樋口委員、山内委員、山本委員
生活安全担当係長、空き家担当、空き家対策推進事業専門員
- 4 傍聴人：なし
- 5 内 容：後述のとおり

審議会式第

- 事務局から「大野城市空き家等対策審議会設置条例第 6 条第 3 項」の規定による定足数（半数）を満たしており、本会の開会が成立することが報告された。

1 志賀会長あいさつ

- 志賀会長より一言あいさつ。

2 第 19 回空き家等対策審議会の振返り

- 事務局から説明資料を基に第 19 回空き家等対策審議会の振返りが行われた。

⇒委員意見「空き家問題発生までのフローチャートの作成」

- ・今回配付された資料は、大野城市の現状を理解できるものであるが、市の空き家対策が上手くいっているのかが見え辛い。
- ・恐らくは予防措置等により、大きな問題は起きていないものと考えられるが、将来はそれが起きることもある。
- ・市の担当課（限られたマンパワー）だけで空き家問題の全てを担うのではなく、他課が対応するもの、地域で解決できるもの、専門家による解決を要するものなどに振分けていく必要があると感じる。
- ・この振分けを見える化するものとしてフローチャートの作成を提案する。
- ・作成については、委員と事務局とで協力して行うこととしたい。

※次回の審議会までに事務局でフローチャートの簡単なたたき台を作成し、審議会時に委員を含めて協議して完成形へ繋げることとなった。

3 「特定空家等」、「管理不全等」の判断の参考となる基準について

- 福岡県空き家対策連絡協議会作業部で「特定空家等」、「管理不全等」の判断基準を定めることに取組んでいる旨を、現時点での作業部会資料を基に事務局から委員へ報告した。

- 判断基準については、今年度中に作業部会から成果品として福岡県空き家対策連絡協議会に報告されることとなり、本市でもこの成果品を基に「特定空家等」、「管理不全等」について運用していくことを想定しているが、成果品の基準により判断が困難な事例が生じた場合は、今後の審議会の議題とさせてほしい旨、事務局から委員へ説明した。

※委員から作業部会資料への意見はなく、今後の審議会の議題とすることに対しても異論はなかった。

4 その他

- 特になし。